

いじめ問題

—「子どもの最善の利益」のために—

2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、近年、子どものいじめ及び関連する問題についてさまざまな立場から弁護士が関与する機会が増えています。

子どもは、家族や友人や学校に相談できずに抱え込むことも多く、解決への一助としてなにかができるのか、なにが子どもの最善なのか。

この度、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の皆様に、相談から受任とその後、そして子どもの意思を尊重した向き合い方などについて、大変充実した内容の執筆をいただきました。身近な問題として会員の皆様にご一読いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子

CONTENTS

はじめに	2 頁
第1 いじめ問題の現状	
1 問題行動調査	3 頁
2 「子どもの人権110番」の相談状況	4 頁
第2 いじめ防止対策推進法の概要	5 頁
第3 いじめケースの相談受任から解決まで	
1 相談受任する際のポイント	8 頁
2 いじめと民事訴訟	10 頁
第4 重大事態調査への関与	12 頁
第5 いじめ予防授業の紹介	14 頁
第6 スクールロイヤーとしての視点	15 頁
もがれた翼パート26「素数とくるみ」	18 頁

はじめに

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 橋詰 穰 (58 期)

いじめが深刻な人権侵害として初めて社会の耳目を大きく集めたのは、1986年に起きた中野富士見中学校のいじめ自死事件である。以降もいじめによる痛ましい事件は後を絶たず、いじめ問題は長く社会問題として認識され、2011年に起きた大津市のいじめ自死事件が契機となっていじめ防止対策推進法が2013年6月に成立するに至った。

法施行後は、多くの自治体や学校でいじめ防止基本方針が定められるとともにいじめ問題対策委員会等の第三者委員会が設置され、自死事案等の重大事態発生時に実施される調査では弁護士が重要な役割を果たしている。また、法が採用した「いじめ」の広範な定義は、従来見逃されてきたいじめを広く捕捉する積極的機能を果たす一方で、必ずしも強い指導や懲戒になじまない子どもの人間関係まで「いじめ」

概念に含まれることでの混乱ももたらしている。加えて最近新設されたスクールロイヤーの制度の背景としては「いじめ」問題やこれに起因する保護者と学校のトラブルなどもその一要因として指摘されており、この制度の中での新たな関わり方も模索されている。法施行から8年を迎え、いじめに対する社会の意識が高まる中で、いじめ問題に弁護士の関わりが求められる場は多面化かつ多様化しているといえる。

この現状を踏まえ、子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、いじめの問題をテーマに特集を組んだ。いじめ防止対策推進法施行下でのいじめ問題の現状や基本的な知識のほか、相談や事件を受ける場合の視点、いじめ重大事態調査の制度やスクールロイヤー制度での弁護士の関わり等の子どもの最善の利益を基本視点とした取り組み等について紹介する。

第1 いじめ問題の現状

1 問題行動調査

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 福盛 章子 (66期)



文部科学省は、児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図ることを目的に、毎年度、全国の国公立小・中・高等学校等を対象に、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について調査を行っている（以下「問題行動調査」という）。

本稿では、文部科学省が、2020年10月22日に公表した「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省ウェブサイト https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00351.html）から、特にいじめに関する調査結果の要点を紹介する。

1 令和元年度問題行動調査におけるいじめの認知件数等について

(1) いじめの認知件数といじめの態様

全国の国公立小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は61万2496件（前年度54万3993件）であり、児童生徒1000人当たりの認知件数は46.5件（前年度40.9件）であった。

認知のあったいじめのうち、態様として最も多かったのは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（構成比61.9%。なお構成比は複数回答による）であり、そのほか「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」（構成比21.4%）、「仲間はずれ、集団による無視をされる」（構成比13.7%）が続いて多い。また「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」態様のいじめは過去最多の認知件数（1万7924件）となっており、SNS上でのいじめが増加傾向にある。

(2) いじめによる不登校の認知件数

全国の国公立の小学校・中学校における不登校

児童生徒数は18万1272人であった。そのうち不登校の主たる要因に「いじめ」と回答があったのは563件、主たるもの以外にも当てはまるものに「いじめ」と回答があったのは395件であった。

全国の国公立の高等学校における不登校生徒数は5万100人であった。そのうち不登校の主たる要因に「いじめ」と回答があったのは132件、主たるもの以外にも当てはまるものに「いじめ」と回答があったのは26件であった。

(3) いじめによる自殺の認知件数

全国の国公立の小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒は317人であった。そのうち自殺した児童が置かれていた状況として「いじめの問題」があった児童生徒は10人（前年度9人）で、小学校在籍の児童は2人、中学校在籍の生徒は7人、高等学校在籍の生徒は1人であった。

2 令和元年度はいじめに関する問題行動調査の分析について

令和元年度はいじめの認知件数（61万2496件）は過去最多となっており、特に小学校におけるいじめの認知件数は、5年前と比較すると約4倍に増加している。

いじめの認知件数は過去6年連続で最多を更新しているが、その背景には2013年にいじめ防止対策推進法が施行したことの影響が指摘されている。同法施行後、文部科学省は各都道府県教育委員会に対し、いじめの認知を徹底するよう再三求めており、学校が初期段階の対応を強化するために以前なら見過ごされていたいじめを積極的に把握するようになったことが認知件数の増加に影響した側面がある。

第1 いじめ問題の現状

2 「子どもの人権110番」の相談状況

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 木野本 瑛利子 (72期)



1 相談内容

東京弁護士会の「子どもの人権110番」には、いじめに関する相談が多く寄せられている（詳細について後述）。まずは相談内容について簡単に紹介する。

(1) 保護者（被害者側）からの相談

最も多く寄せられるのは、いじめの被害を受けた児童生徒の保護者からの相談であるが、中でも多いのが、学校の対応に納得がいかないというもので、具体的には「いじめを訴えても調査を十分にしてもらえない」「加害者にもっと厳しく対応してほしいが要求できるか」「学校がいじめ対応をしたが解決しない」などといった内容のものである。

また、学校や加害者側に対して、損害賠償請求をしたい（することが可能か）という相談も見られる。

(2) 被害者本人からの相談

被害者が中学生以上の場合、本人が電話をかけてくるケースも少なくない。この場合、いじめを受けていることを両親や教師など周りの大人に話すことができている（「親や教師に相談するとかえっていじめがひどくなる」「親との関係が悪く、話ができない」「服を脱がされるなどのいじめがあり、恥ずかしくて話したくない」など）ことが多い。具体的な解決策を求めているというよりは、まずは誰かに聞いてほしい、というものである。

(3) 加害者側からの相談

件数としては被害者側よりも少ないが、いじめの「加害者」とされた側からの相談も見られ、「いじめには関与していない（のに加害者とされている）」「いじめへの関与度合いに対して学校の処分が重すぎる」などの相談が典型的である。

(4) いじめの内容

相談されるいじめの内容については、無視やからかい、暴言を吐かれる、暴力を振るわれる、服を脱がされる（その上で動画や写真を撮られる場合もある）、物を隠されるなどのほか、中高生以上ではSNSでの誹謗中傷等も多くなっている。

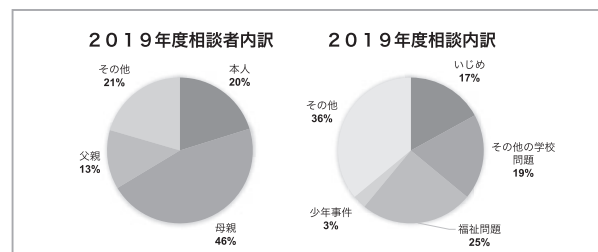
2 相談件数

次に、「子どもの人権110番」における、いじめに関する電話相談件数について紹介する。

過去5年間（2015年度～2019年度）の電話相談のうち、「いじめ」及び「いじめによる不登校」についての相談件数（括弧内は電話相談の総件数）は2015年度から順に234件（1222件）、166件（1116件）、192件（1186件）、244件（1376件）、225件（1303件）となっている。全体の相談件数に占める割合では19.1%、14.9%、16.2%、17.3%、19.6%（いずれも小数点第2位以下四捨五入）で推移している。

2020年度については、本稿執筆時点で集計がなされている12月までのデータとなるが、いじめに関する相談件数は98件（総相談件数810件）で、全体に占める割合は約12.1%となっている。

なお、2020年度は新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言発出直後の4月8日から同月12日までは電話相談を中止していたが、同月13日以降は昼間の相談を再開し、夜間・土曜の相談についても試験的に再開した時期を挟み、7月2日から本格再開した。



第2 いじめ防止対策推進法の概要

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 丸田 憲和 (64 期)
委員 岩堀 裕 (72 期)



丸田 憲和

岩堀 裕

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）は、2011年に滋賀県大津市で起きたいじめ自死事件等を契機に、2013年6月に議員立法として成立し、同年9月に施行された。本稿では、学校現場におけるいじめ対策において重要な役割を担う法の概要について解説する。

1 いじめの定義とその課題

(1) いじめの定義

法2条1項は、いじめを、「児童等に対して、／当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う／心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、／当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

この定義は、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること、
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること、
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること、

という4つの要件で構成されている。①～③が広範な内容であることから、ほぼ④「苦痛」により成り立っている定義とも言いえるものである。加えて、「苦痛」とは主観的な要素を多分に含むものであるから、結果として非常に幅広い行為が「いじめ」の定義に当てはまることになる。

この定義には、かつての文部科学省のいじめの定義に含まれていた「自分よりも弱い者に対して一方的

に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」といった要件は含まれていないことに留意が必要である。

このような広範ないじめの定義の背景には、過去、教員等周囲の大人がいじめの認知に消極的な態度を取った場合において、いじめの見逃しが生じ、適時に適切な対応がとれず、自殺等の重大な事態に至ったケースがあったことへの反省がある。

(2) 現場の抱える課題

法のいじめの定義を踏まえれば、「社会通念上のいじめ」とは乖離した行為、例えば、「ごく初期段階のいじめ」や「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」もこれに該当することになる。

そのため、法の定義に対しては、通常、いじめの認定は否定的な評価を伴うことから、広いいじめの定義のもとかえって学校の恣意的な解釈を許し情報共有が適切に行われなくなる、保護者が学校側に対して厳しい対処を求める事例があるといった課題の指摘がある（日弁連『いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書』2頁・3頁参照）。

しかし、いじめは、多くの場合、児童生徒の間で「極めて見えにくい形で」発現することが多い。このようないじめ把握の困難さや、いじめの見逃しが生じてきたことへの反省が本定義の背景にあることに照らせば、児童生徒間の問題を漏れなく早期に発見し、迅速かつ適切な対応を行う契機として、法のいじめの定義は限定解釈することなく捉えるべきである。

(3) 課題への対応：「社会通念上のいじめ」と「法のいじめ」の峻別

広いいじめの定義がもたらす現場の混乱への対応については、否定的な評価を伴う「社会通念上のいじめ」と、問題発見の契機となる「法律（法）上のいじめ」

を区別して、法のいじめの定義が機能する場面やその意味（効果）を正確に理解することが重要である。加えて、両者の違いや意味を、保護者や教師に丁寧に説明することで、関係者へ理解を求めていくことが必要である。

まず、法のいじめの定義は、（社会通念上のいじめとは異なり）幅広い行為を対象とすることから、法のいじめに該当することが、損害賠償責任等の法的責任に直ちに結びつく訳ではない点に留意が必要である。

次に、法において、いじめが確認された場合の措置（23条3項）については「指導」等が定められているが、その具体的な措置内容については現場の教師や学校に教育専門機関としての広い裁量が認められる。そのため、いじめの内容に応じ、単に叱りつけることに限らず、丁寧に話を聞き、相手方の気持ちを理解させるといったことも含め、一定の柔軟な対応が許される。

例えば、前述の「好意から行ったが意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった」ケースにおいては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という）5頁）。

また、23条4項に規定されている、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにする「必要な措置」についても同様である。仮に、学校が、いじめられた側の児童生徒の保護者から、法に基づき厳しい措置等を求められた場合であっても、スクールロイヤー等の助言も踏まえ、法律を踏まえた上で、教育的知見及び裁量を用いて、当該事案にとって適切な対応を検討することが考えられる。

2 法の主要条文の解説

以下、法のいじめ対策に関する主要条文を解説する。

なお、いじめ対策に関しては、法のほか、法11条に基づき文部科学大臣が定める上記基本方針（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm）などを参照されたい。

(1) 学校いじめ対策組織の必置（22条）

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くことされている（22条）。

現場において、いじめの認知及び対応を適切に行うためには、個々の教員が問題を抱え込まず、上記組織を活用し、一定の方針のもと組織的に対応していくこと及びそれができる環境を整備することが重要である。

なお、組織の置き方やその詳細については、同条の趣旨や上記基本方針等を踏まえた上で、各学校で検討すべきこととなる。同条の規定する組織であるためには、当該組織に、いじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた実効的な機能を持たせ、かつ、そのことを児童生徒が容易に認識できるようにすることが必須となる。

(2) いじめ事案に対する対応（23条）

いじめ事案に対して関係者が講じるべき措置については23条が定める。なお、同条は、いじめ事案に対する一般的な措置を規定したものであり、後述の重大事態が発生した場合には、さらに28条による措置が予定されている。

ア 通報その他適切な措置を講じる義務（1項）

教職員、地方公共団体の職員、いじめの相談を受ける者、及び保護者は、児童生徒からいじめに関する相談を受けた場合の通報その他適切な措置を講じる。本項の義務が生じるのは、「いじめの事実があると思われるとき」であり、いじめの確証を得る必要はない。また、「通報」は例示であり、事案に応じて通報のみならず「その他適切な措置」で対応することもできる。

イ 確認・報告義務（2項）

学校は、前記アの通報を受けた場合に限らず、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、自らいじめの事実の確認を行うための措置を講じ、その結果を設置者に報告しなければならない。

ウ 被害児童生徒・保護者への支援及び加害児童生徒への指導、保護者に助言をすべき義務（3項）

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して支援を行い、他方、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。これらの「支援」「指導」「助言」は、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ行うとされている。

エ その他の措置

以上に加え、学校のとるべき措置として、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるように措置を講ずる義務（4項）、いじめに係る情報を保護者と共有するための措置（5項）、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときの警察との連携（6項）が定められている。

なお、4項のいわゆる「別室学習」は例示であり、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒双方への教育を受ける権利の配慮が必要である。

（3）重大事態への対処（28条）

法は、①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるケース（重大被害事案）や、②いじめにより児童生徒が相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるケース（不登校事案）を、「重大事態」としている（28条1項）。

重大事態が発生した場合、学校設置者又は学校は速やかに組織を設けて調査を行い（同項）、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う必要がある（2項）。重大事態調査についての説明は本特集の第4「重大事態調査への関与」に譲る。

3 法の見直しに関する動き

法の附則2条1項は、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講じることを定める。しかし、これまで法改正は行われておらず、2017年3月に基本方針が改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたにとどまる。

法は議員立法であるところ、仮に法改正を行うのであれば改正も同じく議員立法の手続きによることになると思われる。

国会では超党派の「いじめ防止対策推進法に関する勉強会」（座長・馳浩元文部科学大臣）が法改正に向けた議論を行っており、2018年末に、法に基づく対応を取らなかった教員に対する懲戒規定や、各学校でいじめ対応の中核を担う「いじめ対策主任」の設置などを盛り込んだ「条文イメージ」がまとめられた。しかし、現場を萎縮させる等の慎重意見もあり、2019年4月に公表された「座長試案」ではこれらの規定が削除されている。そのため、いじめ被害者家族から反対する意見が上がるなど、法改正に向けた議論はいまだ成案を得るに至っていない（各改正案の内容については、大津市「いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について」<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/225/tenpusiryohikaku.pdf>参照）。

【法に基づき設置される、いじめ防止対策を担う組織】

	主体	組織（下線は必須）	役割等	根拠条文
平時から設置	地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	- いじめ防止関係機関・団体の連携を図るため条例により設置。 - 学校・教育委・児相・法務局・警察等で構成。	14条1項
		教育委員会の附属機関	教育委員会と上記連絡協議会との連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うため設置。	14条3項
	学校	学校いじめ対策組織	- 学校におけるいじめ防止対策を実効的に行うため設置。 - 複数の教職員、心理・福祉等の専門知識を有する者等により構成。	22条
重大事態発生時	学校設置者又は学校	重大事態の調査組織	重大事態（本文2(3)参照）に対処し、同種事態の発生防止に資するため、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	28条1項
	首長	重大事態の再調査を行う首長の附属機関	重大事態調査の報告を受けた首長が必要と認めるとき、再調査を行うために設置（附属機関設置以外の方法による再調査も可）。	30条2項 31条2項

（出典）基本方針の別添1をもとに筆者ら作成

第3 いじめケースの相談受任から解決まで

1 相談受任する際のポイント

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 高辻 庸子 (54 期)
委員 大島 直也 (72 期)



高辻庸子

1 着眼点

子どもの相談を受けるにあたって一番大切なことは、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもに自信を持たせ（自己肯定感）、子ども自身の意思で問題を解決できるように導くことである（エンパワメント、子どもの意見表明権の尊重の視点）。子どもは、自分自身の力で問題を解決できてこそ、その後の人生を、主体性をもって前向きに生きていくことができる。

いじめの相談を受ける場合にもこの視点は重要である。いじめを受けた子どもは、自尊心を傷つけられ、現実からどのようにして抜け出したらいいかわからずに、悩み苦しんでいる。そのような状態を脱するには、子ども本人が自分の意思で考え、進むべき道を自ら選択することが必要である。また、いじめをした子どもも、自分のした行為と真摯に向き合い、心から反省し、自分の意思で相手に謝罪ができてこそ、新たな一歩が踏み出せる。

いじめの問題に関わる弁護士の役割は、傷ついた子どもの心に寄り添いながら、常に子どもの意向を確認・把握し、子どもが自分の意思を表明できるように環境を調整していくことであり、それこそが重大な使命といえる。

2 被害者側からの相談

(1) いじめ被害を受けた子どもからの相談

いじめを受けた子どもは、いじめを受けている事実を教師や親に知られたくない、親や教師に相談してもまともに取り合ってもらえないなど様々な理由で誰にも相談できずにいることが多い。そのような中、いじめを受けた子どもが弁護士に望むことは、とにかく自分の身に起きた辛い出来事を知ってほしいということと、いじめによって自分が受けた心の痛みに関心し、受け止

めてほしいということである。子どもの話を聴く際には、このような心情を理解した上で、じっくりと耳を傾け、否定的な評価を交えることなく、受容的な態度で臨むべきである。その上で、いじめは、どのような理由にせよ、いじめられた側に非はないという絶対的な姿勢・評価を示すことが重要である。いじめを受けた子どもにとって、弁護士から自分は悪くないと評価されることは、大きな安心感となり、自己肯定感につながる。

(2) 保護者からの相談

保護者から相談を受ける場合、特に気を付けなければならないのは、保護者の意向が子どもの意向に反していないかという点である。例えば、保護者としては、いじめに対する学校の対応が不満で、加害をした子どもに対する厳しい対応を望んでいたとしても、子ども自身は、学校とこれ以上争いたくなく、加害をした子どもとも穏便に解決したいと思っている場合がある。また、子どもが保護者にいじめ被害を申告している場合でも、本来的な悩みはいじめとは別のこと（例えば家庭環境や定期試験などの勉強面）にある場合も考えられる。

このような場合に、子どもの気持ちを確認せず、あるいは表面的な言葉だけを理由に、保護者の意向に沿った助言や活動（学校や加害をした子どもに慰謝料請求する等）をすると、結果的に子どもの望む解決にならず、子どもに更なる精神的負担をかけるおそれがある。弁護士としては、できる限り子どもの意向を直接確認・検討し、その結果、保護者と子どもの意向が食い違う場合には、その間の調整を図るべきである。

3 加害者側からの相談

最近では、いじめの加害者側からの相談も多く、内容としては、「いじめに関与していない」、「関与の度合

いからして学校の処分が重すぎる」といったものが典型的である。いじめの調査から処分が決定されるまでの過程で子どもの人権への配慮が不可欠であることはいうまでもなく、いじめを行った子どもに対する指導に教育的配慮が必要なことも当然である。事実関係の調査がずさんな状態で、過大な処分が下されるようなことがあってはならない。相談に当たっては、できる限り、子ども本人から、事実関係及び学校での聞き取りの状況について聴取する必要がある。もっとも、いじめを行ったとされる子どもは保護者の叱責をおそれて真実を話せずにいる場合もあるため、その場合には、親に離席してもらおう等して、個別に話を聴くことが望ましい。

4 子どもにとっての解決を導く道筋

(1) 被害者側の代理人活動

子どもが学校に登校することを望んでいる場合、子どもが学校生活を送る上での環境調整を主眼として、学校と交渉する。学校に対しては、いじめの調査と実態の解明を要請するとともに、状況に応じて、加害生徒への指導、適切なクラス替え、副担任や補助教員の常駐、スクールカウンセラー等による継続的な精神的サポートといった対応を求めている。

いじめを受けた子どもが登校できない状況にある場合、学校代替機関の利用も検討する。多くの自治体が不登校の子の居場所となる適応指導教室を設けて

おり、民間のフリースクールもあるので、本人と保護者に情報提供し、検討を促す。

子どもが転校を希望する場合には、学校や教育委員会に対応を求める（文部科学省の通知*1で「いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられる」とされている）。転校した上で、学校や加害児童に責任追及を行うことも考えられる。

学校との交渉が奏功しない場合には民事訴訟等の手段も考えられる。これについては次の記事「2 いじめと民事訴訟」を参照されたい。

(2) 加害者側の代理人活動

加害者側の代理人としては、いじめの調査がなされる段階から子どもの人権への配慮がなされているかどうか監視し、いじめに関する事実認定に誤りがあれば正し、学校の処分や指導が行き過ぎていれば是正するといった活動をする。

いじめの加害をした子どもは、その子自身が家庭や学校において様々な問題や深刻なストレスを抱えていることが多い。いじめの問題は、これらの事情を理解し、その心情に寄り添うことなくしては、真の解決に至らない。弁護士としては、いじめの加害をした子どもの心情に寄り添い、複雑に絡まった環境の調整を試みつつ、本人に自分の行為と向き合わせ、それが被害者の心にどのような傷を与えたか想像させ、心からの反省と相手方への謝罪を促す活動をすべきである。

*1：「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日付元文科初第698号

information
お知らせ

「子どもの権利プラクティス」のご案内

子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、「子どもの権利プラクティス」という子どもの権利に関するケース勉強会を年4回ほど開催しています。

今年度の初回は、5月14日18時から、少年事件をテーマに行います。今回は、保護観察中に複数の非行事件を起こした少年について、再度の保護観察処分にした付添人活動についてご報告いただきます。

今後も、学校分野、児童福祉分野など子どもの権利に関する事件のケース勉強会を行う予定です。

子どもの事件に関する質疑、討論の時間もごさいます。当会の会員であればどなたでも参加可能ですので、ぜひご参加ください。もちろん、子どもの事件の受任経験のない方もご参加いただければ幸いです。

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

第3 いじめケースの相談受任から解決まで

2 いじめと民事訴訟

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 小久保 真夕 (72期)



1 いじめ事案における 民事訴訟の位置づけ

いじめ事案の内容は様々で、不登校や自殺など重篤な結果が生じたケースもあれば、被害や損害自体は比較的軽微でも紛争が継続中のケースもある。そのため、目指すべき解決の内容も、必ずしも損害賠償の獲得に限らず、加害者との関係を修復して学校生活に戻れる環境を整えるなど、事案に応じて柔軟に考えなければならない。加害者や学校などの民事責任を問う手続きとしては、交渉、調停、訴訟などがあるが、訴訟は主張が先鋭化しやすく結論に至るにも時間を要するため、交渉や調停などの話し合いによる解決が望ましい場合もある。実際に受任して方針を検討する際は、事案に応じた解決の目標を設定し、適切な手続きを選択することが重要である。

2 加害者及びその親権者に対する 損害賠償請求

加害者側に対しては、不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条ないし711条、714条)が考えられる。もっとも、当該行為がいじめ防止対策推進法(以下「法」という)2条1項の「いじめ」の定義に当たるとしても、同定義の広範さから、当該「いじめ」が不法行為に該当するかという問題が別途生じる。この点、横浜地裁横須賀支部平成28年11月7日判決(判例秘書L07151323)は、損害賠償請求権の成否について、「被告生徒らの行為の具体的な性質、それがされた前後の具体的な状況、行為の継続性等を総合的に勘案した上で、それが社会通念上許される限度を超え、客観的に違法な不法行為として損害賠償請求権を生ぜしめるものなのかを慎重に検討する必要がある」と述べ、「被告生徒らの原告に対する本件各

行為は、原告にとって不愉快なものであったということはできるものの、それらを社会通念上許される限度を超えた客観的に違法な行為(不法行為)と評価することはできない」と判断した。

3 学校等に対する損害賠償請求

(1) いじめ全般(自殺以外の精神的・経済的損害)に関する学校の法的責任

ア 法的構成

a 不法行為構成

国公立学校の場合は、学校設置管理者である国または地方公共団体の責任を追及することが可能である(国家賠償法1条1項)。また、教師の俸給等の費用を負担する地方公共団体に対し、国家賠償法3条1項に基づく請求が可能な場合もある。

私立学校の場合は、学校設置管理者(学校法人)に対する使用者責任(民法715条)、教師個人に対する不法行為責任(民法709条)または代理監督者責任(民法714条2項)を追及することが可能である。

なお、不法行為構成の場合も、判断枠組としては安全配慮義務違反の有無として検討する裁判例が少なからずみられる。

b 債務不履行構成

教師の職務上の義務として、あるいは国公立学校については在学関係という法律関係に伴う付随義務、私立学校については在学契約の付随義務としての安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任を追及する構成が考えられる。

イ 学校の負う安全配慮義務の内容

いじめ事案でも、学校の安全配慮義務が問題となる一般的な事案と同様、学校に予見可能性があり、かつ、結果回避可能性が認められる場合、結果回避＝安全

配慮義務への違反が認められる。実際のいじめ事案において学校の負う安全配慮義務の内容は一義的なものではないが、法上でその内容が一部明文化されている。

a いじめの予防

道徳教育や体験活動の充実（法15条1項）、生徒の自主的活動の支援・啓発等（同条2項）が規定されている。

b いじめの早期発見

早期発見のための定期的な調査義務（法16条1項）、「児童等がいじめを受けていると思われるとき」に、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置」を講じ、学校設置者に報告する義務（法23条2項）等が規定されている。この点は、予見可能性の判断に影響する義務といえる。

なお、予見可能性の判断については、東京高裁平成6年5月20日判決（判時1495号42頁）、東京高裁平成14年1月31日判決（判時1773号3頁）等の裁判例が参考になると考えられる。

c 発見したいじめへの対処

① いじめ調査報告義務

法28条1項各号に該当する重大事態が発生した場合に、学校側の「事実関係を明確にするための調査」義務、いじめを受けた子ども・保護者に対する事実関係等の情報提供・説明義務（法28条2項）が定められている。

学校側の調査報告義務違反を認めた裁判例として、高知地裁平成24年6月5日判決（判タ1384号246頁）、前橋地裁平成26年3月14日判決（判時2226号49頁）がある。

② いじめ解消に向けた支援等

いじめを受けた子どもまたはその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導またはその保護者に対する助言を行うこと、学習環境の整備等の「必要な措置を講ずる」こと（法23条3項、4項）が規定されている。この点は、結果回避可能性・結果回避義務の判断に影響する義務といえる。

ウ 損害の費目について

慰謝料や弁護士費用といった一般的な損害の他に、いじめによって転居を余儀なくされたことによる転居

費用として礼金や共益費、契約更新料を認めた裁判例（京都地判平17.2.22判時1915.122）、いじめによって負傷した事故につき、将来の義歯補綴費用を損害として認めた裁判例（浦和地判昭60.4.22判時1159.68）等がある。

(2) 自殺事案の場合の自殺についての学校の法的責任

いじめによる自殺事案では、特に予見可能性が問題となる。

ア 予見すべき対象（結果）について

被害者がいじめを苦に自殺した場合、生じた結果は「いじめ」自体と被害者の「自殺」というように複数存在することから、予見すべき対象（結果）は「いじめ」なのか「自殺」なのかという点が問題となる。

この点に関する裁判例の動向としては、予見すべき対象を「いじめ」ととらえ、「いじめ」についての安全配慮義務違反が肯定された場合に、義務違反と被害者の「自殺」との間に相当因果関係があるか否かを検討し、かつ、いじめによる自殺を特別損害（民法416条2項）と位置付けるものが大半である。もっとも、学校（自治体）ではなく加害生徒側の責任が争われた事案においてではあるものの、いじめによる自殺を通常損害と認めた裁判例として大阪高裁令和2年2月27日判決（裁判所ウェブサイト。なおこの件に関し令和3年1月21日に最高裁決定）がある。ただし、その射程範囲については今後の検討課題と思われる。

イ 裁判例について

自殺について、学校側（担任教師や校長）の予見可能性を否定した裁判例として前掲前橋地裁平成26年3月14日判決や神戸地裁平成28年3月30日判決（判時2338号24頁）等が、学校側の予見可能性を肯定した裁判例として前掲東京高裁平成14年1月31日判決等があり、自殺につき学校側の予見可能性を否定したものの、自殺を通常損害と捉えて学校側の責任を認めた裁判例として福島地裁いわき支部平成2年12月26日判決（判時1372号27頁）がある。

第4 重大事態調査への関与

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 武藤 暁 (54 期)

1 調査委員会への関与

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の28条1項は、いじめの重大事態が発生した場合、学校の設置者又は学校(以下「学校等」という)は重大事態に対処し同種の事態の発生を防止するため、速やかに組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うものと定めている。これを受けて、文部科学大臣が「いじめの防止等のための基本的な方針」(2013年10月11日。以下「基本方針」という)を定め、調査の方法や留意事項等を示した。また「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂(2014年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」の策定(2016年3月)も行われた。しかし、その後も基本方針に基づく対応をしないなど不適切事案が発生したため、2017年3月、文部科学省はさらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を定めた。

ガイドラインでは、調査組織の構成に関し、公平性・中立性が確保され客観的な事実認定を行えるよう、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする、とされている。また、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校等の職員を中心とした組織に第三者を加えるかなど、組織の構成についても適切に判断することとされている。実際には第三者のみで構成された事案は全体の16%程度であり、特に法28条1項2号の不登校重大事態で学校が調査主体の場合には第三者委員がいない場合も多い(令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果)。被害児童生徒側から構成員の職種や職能団体について要望があれ

ば、必要と認められる場合は、学校等が調整を行う。

組織の在り方について、常設の組織を設置しているところもある。委員の中立性・公平性に疑義が生じて、被害児童生徒側が不信感を抱くことがないよう、委員の選任方法や、特に前者の場合には任期、再任の可否等にも注意が必要であろう。

2 調査委員会の活動

(1) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

調査実施前に、被害児童生徒やその保護者に対して①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成・人選)、③調査時期・期間、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果についてどのような内容を提供するかについて説明を行う。説明の主体は、学校等の場合もあれば調査委員会の場合もありうるが、いずれにしろ調査委員会が調査方針を決定し、説明内容も確定すべきである。特に、被害児童生徒・保護者等の心情を害し、不信感を与えないよう文章や言動には慎重な配慮を要する。調査方法等について被害児童生徒側から要望があった場合には、可能な限り反映して、調査方針について予め被害児童生徒側の合意を得ておく方が望ましい。

(2) 事実関係の調査

学校いじめ対策組織が法23条2項に基づきいじめの事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者に依頼することで重大事態の調査とする場合もある。

調査委員会が調査を実施する場合は、まず学校等から基礎資料が提供され、その内容を精査したうえで

アンケート調査や関係児童生徒・教職員等の聞き取りを進めていくのが一般的である。基礎資料には、学校等が作成した事案の概要や被害児童生徒・加害児童生徒の基本情報、先行して学校等による調査が行われている場合にはその結果、被害児童生徒側・加害児童生徒側から提出された書類などがある。不足があれば、調査委員会から適宜学校等に資料の提供を求めていく。

(3) 調査報告書の作成

調査報告書の作成にあたっては、弁護士委員が起案を担うことが多い。報告書の内容として、調査結果をどこまで詳細に記載するかは事案によるが、①いじめの有無に関する事実認定、②認定されたいじめと自殺や自傷行為・不登校等の結果との因果関係（関連性）の認定は必須である。①については、基準や要件をどうするか、動機や背景事情などはどこまで必要か等が問題となる。②については、事態への対処と再発防止が調査の目的であり、損害賠償請求における法的判断とは異なることから、法的因果関係までは不要であり、いじめと結果に事実的因果関係ないし関連性があれば十分である。もっとも、関連性はあるが家族的背景や個人的資質の影響の方が大きい場合などは、記載の仕方も含めて悩ましい問題となる。

調査委員会の役割が事実関係の調査と認定までで、再発防止策の検討については別の第三者委員会が設置されるケースもあるが、そうでない場合には、実現可能な再発防止策を提言することも調査委員会の責務である。また、学校や教育委員会等の対応に問題がある場合にはこれを指摘し、改善を求めることも必要である。

3 今後の課題

日弁連では、2014年2月から2020年度末までに計6回の「いじめ問題第三者機関委員経験交流集会」を開催し、弁護士委員経験者や被害児童生徒側代理人弁護士に経験談を語ってもらいながら、事実認定や調査の在り方、因果関係の認定手法、学校の対応

についての取り上げ方、再発防止策の提言の在り方、報告書作成後の検証の在り方等の課題について意見交換してきた。交流集会の発言録は、日弁連HPの会員ページからダウンロードできる（ただし、意見交換の記録であって日弁連としての見解ではない）。

被害児童生徒側が調査委員会に望むことや、学校や加害児童生徒側の協力の程度などは様々であって、個々の事案における最大の課題はケースバイケースである。例えば、調査の基礎資料の収集一つをとってみても、第1回委員会前から十分に提供されることもあれば、調査を進める過程で存在（隠ぺいも含む）が発覚することもある。加害児童生徒側からのクレームの可能性に備え、全て個人情報保護審議会における「目的外使用」の承認手続を踏んだケースもあった。捜査記録や家裁記録の利用の限界という問題もある。

弁護士会としても、経験者からの情報収集や課題の整理、それを前提とした候補者の研修実施や候補者リストの作成など、対応体制を整えるべきであるが、現状は必ずしも十分ではない。そもそも、弁護士会推薦の委員は把握できても、地域の法曹会が推薦していたり自治体の法律相談担当者の中から一本釣りされている場合など、弁護士会が把握できていないケースも相当な割合で存在する。弁護士委員経験者の把握方法を含め、弁護士会の課題であると考える。

委員に支払われる報酬にも課題がある。委員会に出席した日には日当が支払われるが、実際には資料の精査や報告書の起案にかなりの時間が費やされている。しかし、公立学校の場合、委員の報酬が地方自治体の条例等で定められており、柔軟な対応ができないことが多い。日弁連は、2018年9月「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を作成・公表しているが、更にその周知を徹底するとともに、弁護士会として地方自治体に条例改正に向けた働きかけをしていくことも必要であろう。個々の弁護士委員が起案報酬の定めがないケースに直面した場合にも、他の会議体では起案報酬の規定があるのにいじめの調査委員会だけ起案報酬がないのはおかしいと交渉した結果、条例が改正された事案もあるので、諦めずに交渉していただきたい。

第5 いじめ予防授業の紹介

子どもの人権と少年法に関する特別委員会幹事 朝妻 理恵子 (63 期)



当委員会では10年以上前から小中学校へ赴き、いじめ予防のための出張授業を行っている。対象は主に小学5年生から中学3年生、弁護士がクラス毎に授業することを基本とし、年間約50校で実施している。

1 「いじめ」を「人権」から考える

「人権」は子どもたちにとって聞いたことはあっても抽象的でよく分からない概念である。授業では「安心」「自信」「自由」のキーワードを使って人権を説明している。いじめられている「あの子」と仲良くすると「私」もいじめられるかもしれない。いじめがあると「あの子」(被害者)の安心、自信、自由はもちろん、いじめを受けていない「私」の安心、自信、自由(すなわち人権)も傷つく。弁護士による授業だからこそ、人権の視点からいじめを考える授業を行っている。

2 許されるいじめはある?

子どもたちの多くは「いじめはダメ」という規範意識を持っている。しかし、「いじめられる側も悪いと思うか?」と質問すると、どの学校でも大半の子が「いじめられる側も悪い場合がある」に手を挙げる。子どもたちは「先にいじめをした人は、いじめられても仕方がない」と考えており、いじめが許容される場面も存在するとの本音を持っている。

授業では、子どもたちの本音を発言してもらいながら、先にいじめをした人に対して「いじめ返す」方法をとってもいじめがエスカレートするだけで問題の本質は解決しないこと、いじめ返してしまう本当の理由は、やられた嫌な気持ちをスカッとさせたいからにすぎないこと等を説明し、解決手段として「いじめ返す」方法を選ぶことは間違いであり、許されるいじめはないことを伝えている。

3 本物の遺書を読んでもらう

いじめがエスカレートするとどうなるか、過去のいじめ自殺事件(中野富士見中の事件等)を紹介している。クラスでSくんを死んだことにしてお別れの色紙を書いた「葬式ごっこ」があった事件。Sくんの遺書には、「俺だってまだ死にたくない。だけど、このままじゃ「生きジゴク」になっちゃうよ。」などの言葉が綴られている。色紙や遺書を配布し読んでもらうとクラスの雰囲気が一気に変わる。弁護士がいじめ予防授業をする意義の一つに実際の自死事例を扱えることがあると考えている。

4 傍観者にこそ力がある

ドラえものの登場人物を用いて「いじめの四層構造」を紹介している。「ジャイアン」(加害者)はスネ夫にウケてると思っていじめをエスカレートさせる。いじめを大きくしているのは「スネ夫」(観衆)の振る舞いにも要因があることを説明する。

また、クラスの大部分は「しずかちゃん」(傍観者)であり、「しずかちゃん」がいじめを「止める」、のび太を「支える」気持ちを持つとクラスはいじめを許容しない雰囲気になっていく。いじめと関係ないと思っている「傍観者」にこそいじめをなくす力があることに気づいてもらう。

5 終わりに

授業では、辛い気持ちを溜める「心のコップ」の話、いじめは「する側」と「される側」で感じ方が大きく違うことなども取り上げる。

本授業が少しでも子どもたちの気づきに繋がり、「いじめ」を考える機会になってくれれば幸いである。

第6 スクールロイヤーとしての視点

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 加藤 昌子 (65 期)
委員 原口 暁美 (70 期)

1 スクールロイヤーに求められる役割

スクールロイヤー（以下「SL」という）の導入背景には、教員の仕事の多忙化や保護者対応の難しさ、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、教育機会確保法等法律に沿った問題解決の必要性等があると指摘されているが、SLの基本的な立場については、日弁連が「スクールロイヤーの整備を求める意見書」（2018年1月発表。以下「意見書」という）において、子どもの最善の利益を実現する点にあると明記している。すなわち、SLは、学校で起こる様々な問題について、学校の代理人として学校の利益を直接図るために活動するのではなく、子どもの最善の利益の視点から助言・指導を行うことで、子どもの権利の実現の中心的役割を担う学校及び教員が子どもの成長発達を目的として行う教育活動をサポートする立場であると考えられる。

学校で起こる問題は、他の児童生徒、保護者、教員等様々な利害関係者が存在し、教員と子ども・保護者の継続的な関係の中で解決が求められるという特徴がある。また、法的対応と並行して教育的視点からの対応が求められる点も学校問題の特徴と言える。SLには、そうした学校問題の特殊性を理解した上で、子どもの利益を中心に、教育現場にふさわしい問題解決を目指す姿勢が求められる。

2 SLのいじめ問題への関わり

(1) いじめ問題において留意すべき点

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）が定義するいじめは、社会通念上のいじめと比較して極めて広範であり、好意による言動が意図せず相手を傷つけてしまった場合から、犯罪にあたる行為に至るまで

幅広い行為がこれに含まれる（詳細は第2を参照されたい）。この定義は、問題を早期に察知して対応につなげることを可能にするという意味では積極的な評価がなされる一方で、本来子ども同士での解決が適切なケースについてまで、一律に二項対立的な視点でとらえた画一的な対応につながりかねないとの指摘もある。学校現場においては、それぞれのケースについて、加害側の状況（意図せず行ったか、相手を傷つける意図で行ったか、暴力を伴うか否か、個人で行ったか集団で行ったか、単発的か継続的か、犯罪に係る行為か否か等）や、被害側の状況（被害の重大さ、一時的か継続的か等）、そしていじめが起きた背景事情についてしっかりと把握して見立てを行った上で、ケースに応じた適切な対応をすることが求められる。

また、そうした対応を可能にするためには、児童生徒や保護者からいじめの相談や申告を受けた時、学級担任や部活の顧問が一人で抱え込んだり、単独で判断したりすることなく、法が定める校内のいじめ対策組織（法22条）において情報を共有した上で組織的に対応することが重要である。

(2) いじめ問題に関する具体的な活動

SLが、いじめ問題にどのようにかかわるのかについては、「意見書」において、概略、以下のように整理されている。

- ① いじめが発生した場合、学校が行う事実調査・認定、指導・支援方針のプランニング、保護者への説明等に対する助言・指導を行う。
- ② 学校の責任の有無や程度を検証し、予防的な教育や指導の重要性について助言する。
- ③ 学校は、専門的な知識を有する者等によって構成されるいじめ防止対策のための組織を置き（法22条）、いじめが確認された場合には専門的な知識を

有する者の協力を得ながら対応するとされ（法23条3項）、法はSLの専門的な関与を想定している。

①及び②が、SLに期待される助言・指導の内容であり、③において、SLの関与が法的にも想定されていることを明らかにしている。

以下、①の各場面におけるSLの助言・指導について検討する（②は紙幅の関係上割愛することとする。なお、③については前記第4「重大事態調査への関与」を参照されたい）。

（3）事実調査・認定に対する助言・指導

①のうち、「事実調査・認定」に対する助言・指導は、法23条2項及び法28条1項に関わる活動である。児童生徒及び保護者等からいじめの相談や申告があった時点、すなわち、いじめの認知段階での助言・指導であり、その後の問題の発展や収束を左右する極めて重要な活動となる。

SLがこの段階で特に留意すべき点は、個々の教員が発見・察知したいじめを、学校の組織的な対応につなげることであり、教員が単独で安易に判断したり、一人で問題を抱え込むことがないよう助言・指導することが重要である。いじめの相談・申告があった場合は、学校内に設置されたいじめ対策組織で情報を共有した上で、調査の要否、その規模や内容、方法などについて協議・決定し、調査結果をもとに事案を見立て、対応を協議・決定して実施することが求められる。SLはその全体的な進行について助言・指導するとともに、個別の調査内容や方法及び調査結果に基づく事実認定等について助言等することが求められる。

とりわけ、重大事態である旨の申告があった場合は、従前の対応のまずさから事態が深刻化している可能性が高いのであるから、たとえその時点で学校がいじめを認知していなくとも、あるいは、重大結果といじめの因果関係が明白でない場合であっても、速やかに調査のための組織を設置して事実関係の調査を行うよう助言すべきであろう。

（4）指導・支援方針のプランニングに対する助言・指導

①における「指導・支援方針のプランニング」は、

法23条3項が定める「（学校は）いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」の規定に基づいており、SLとして、特に、当該いじめ問題をどう収めていくにかかわる重要な活動となる。

教育現場における実効的な問題解決を図るために、SLには、法的観点のみならず、教育的観点からの理解も踏まえた助言が求められる。学校現場は、児童等を取り巻く人間関係が複雑である上、さらにそれら人間関係が継続するものであることを、SLは理解しておく必要がある。現在のいじめ問題のみにとらわれず、過去にいじめ当事者がどのような関係にあったのか、そして、将来同じ学校に通うのであれば、どのような関係修復が考えられるのか、これら教育的観点をも考慮して、学校への助言をすることになる。

「支援」は、「いじめを受けた児童等又はその保護者」に対してなされる。支援という言葉については、寄り添い、理解、励まし、慰め、いたわり等とさらに区々の在り様がある。主体としては、担任からの声掛け（クラスでのいじめ）、部活動顧問からの声掛け（部活内いじめ）、養護教諭からの声掛け、スクールカウンセラーとの面談等と当該児童等にとって、誰からの支援が望ましいのか検討しなければならない。これら支援の在り様、支援の主体を検討する際には、教育的観点からの考慮が実効性を持つ。

「指導」は、「いじめを行った児童等」に対してなされる。ここでは、教育的観点から、継続する人間関係を意識して、一方的にいじめを行った児童等を問い詰めるような指導に走ることなく、いじめを行うに至った経緯、原因等についても配慮する。責任追及に走るあまり、いじめを行った児童等の人権を見失ってはならない。SLとしてはすべての児童等の人権を尊重すべきである。

（5）保護者間での情報共有に関する助言・指導

①における「保護者への説明」は、法23条5項が定める「（学校は）いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きる

ことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」との規定を意識したものであり、SLとして、特に、当該いじめ問題が保護者を巻き込んで複雑化することをどう防ぐかにかかわる重要な活動となる。

学校は、いじめの当事者を取り巻く人間関係を知り得るが、保護者は、自分の子どもからの言い分のみを聞くことになり、いじめられた側いじめた側それぞれの保護者が保有する情報は偏る。学校としては、

この情報の偏りを防ぐために、正確な事実調査を行うことはもちろんのこと、調査結果をどう伝えるかについても慎重に検討しなければならない。正確な調査、丁寧な調査結果の報告によって、信頼を得ることができれば、保護者がいたずらにエスカレートすることを防ぐことができる。子どもらの関係が修復しても、なお、保護者間での争いが残れば、いじめの根本的な解決は阻害される。SLとしては、保護者の争いを未然に防ぐために、調査への協力、結果報告への助言を教育的観点も加味して適切に行う必要がある。

column
コラム

子どもの権利条約と子どもの最善の利益

1989年11月20日国連において採択され、1994年にわが国も批准した子どもの権利に関する条約（外務省の日本語訳は「児童の権利に関する条約」）は、子どもを独立した人格と尊厳を持つ権利の享有及び行使の主体であると位置づけ、差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益（3条）、生命、生存と発達の確保（6条）、子どもの意見の尊重（12条）を基本原則と定めて、子どもの実体的権利を包括的に保障している。

「子どもの最善の利益」は、子どもにかかわる全ての活動において、第一次的に考慮されなければならないとされる（3条1項）。これは、一人の子どもに関するものであれ、特定または不特定の子ども集団に関するものであれ、子どもに直接又は間接に影響を与えるあらゆる決定・活動において、第一次的に自己の最善の利益を考慮される子どもの権利を保障するものである。もっとも、「子どもの最善の利益」の概念は複雑であり、その内容は、当事者である子ども又は子どもたちが置かれた状況に従って、個別に判断されなければならない。

子どもの最善の利益の評価・判断にあたっては、当該子ども（たち）の個人的特性や置かれている社会的・文化的文脈を含め個別の事情を評価することを出発点とすべきである。その上で、影響を与えるすべての事柄について、子どもが自由に自己の意見を表明し、その表明された意見が正当に重視されることが不可欠である。その意味で、子どもの意見の尊重を定めた12条は、子どもの最善の利益の原則を定めた3条を補完するものと言える。子どもの自由な意見表明と表明された意見の尊重があつてこそ、子どもの最善の利益が実現しうるのである。

家事事件においては、子どもの意見を聴取し、子ども自身の最善の利益を実現するための手続代理人制度等が定められたことは記憶に新しいが、教育分野では、なお子どもを権利の行使主体ではなく保護・管理の対象と位置づける傾向が強く、子どもの意見が十分に聴取され尊重されているとはいえない。不合理な校則の問題や、適正手続きを欠いた懲戒処分の問題などはその一例と言えよう。

また、学校現場においては、一人の子どもの最善の利益が他の子ども、または他の子どもたちの最善の利益と相反する場面も生じうる。例えば、いじめを受けた生徒の安心・安全の確保と、いじめを行った生徒の学習権の保障が衝突する場合があります。このような場合、条約の原文が、‘the best interest of the child shall be a primary consideration’ とされていることから明らかなように、まずは、全ての子どもが、それぞれ独立した人格と尊厳をもつ権利主体であり、一人一人の最善の利益の実現が目指されるべきであるとの視点を失わないことが肝要である。その上で、個別の事情を正確かつ十分に評価し、それぞれの意見を丁寧に聴取しつつ、すべての当事者の利益を慎重に比較衡量して、適切な指導・対応を模索することが求められる。これには多大な時間と労力を要するが、こうした活動こそが子どもたちの発達を促し、支えるのであり、まさに条約が目指すところだと言えよう。

子どもの成長発達の中心的役割を担う学校現場において、起こり得る様々な問題について助言を行うスクールロイヤーには、この「子どもの最善の利益」の視点をもった活動が求められている。



もがれた翼パート26「素数とくるみ」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 工藤 寛泰 (71 期)

1 もがれた翼

子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、もがれた翼シリーズとして、子どもの権利条約が日本で批准された1994年以来四半世紀以上にわたり、弁護士と子どもが出演・創作する演劇という手法を通して、子どもの人権をめぐる様々な現実・課題を伝えてきた。そうした中で、子どもたちの間の「いじめ」についても、たびたび取り上げてきた。

2 パート26「素数とくるみ」

2019年のもがれた翼パート26「素数とくるみ」では、SNSをも利用した学校内でのいじめを題材に、子どもの権利条約の中でも重要な概念の一つである「子どもの意見表明権」の保障を通じた取り組みを紹介した。

そこでは、同じグループの中で、些細なきっかけで被害側と加害側の立場が入れ替わり、いじめがループする様子を描いた。主人公の少女もまた、今回はいじめの被害者だが、かつて加害者だった経験を持つ。いじめとは、必ずしも決定的なきっかけがあるものに限らないこと、そして、被害者の側だけでなく、加害者の側にも様々な事情があり、子どもそれぞれに抱える困難・生き辛さがあることに着目し、また、保護者や教員といった周囲の大人たちと子どもたちの気持ち・意向・認識のずれを表現した。

いじめのループという複雑な状況は、周囲の大人たちを戸惑わせる一方で、私は加害者だったから仕方がない、と少女自身の言葉をも奪ってしまう。そんな中、被害少女の代理人弁護士は、少女に向けて「いつでもお話を聴く」と繰り返す。スクールロイヤーもまた「子どもたちが意見表明する力もまだまだ成長途中です。でもそれは、手段や方法や機会が保障される中で、だんだんにできるようになってくることだろうと思います」

と、教師たちに子どもたちの話に耳を傾けることの難しさと大切さを伝える。こうした取り組みの中で、いじめの加害・被害をループさせる子どもたちにそれぞれの生き辛さがあることも明らかになっていく。

お芝居の最後は、被害少女と、加害少女の一人がそれまでの学校を離れている、というもので、観客や、またお芝居に登場した大人たちが、それぞれに思い描いた「解決像」とは大きく異なっていたかもしれない。しかしあえて、いじめの問題に容易で完璧な「解決像」を導くのは困難であること、そして、そのような大人の描く「解決像」を子どもたちに押し付けることはできないのだという、子どもの話を聴く大人側の覚悟に伴う苦みを、強く体感させるエンディングを選んだ。

3 ワークショップを通じて

お芝居の稽古と並行して、いじめについてのワークショップも開催された。そこでは、SNSを中心としたいじめの事例をもとに、このいじめの理由はなにか、被害少女は何が一番辛かったか、自分がその場にいたら何ができたか、という点について、もがれた翼に参加してくれた子どもたちと弁護士が意見を交わした。

SNSでのやりとりは、顔が見えない分、相手が何を考えているのかがわからない。それにもかかわらず一つのやりとりは極めて短文かつ短時間で行われる。そのため、SNS上でのいじめにおいては、それぞれが周囲の流れに置いていかれまいとするあまり事態がエスカレートしやすいのではないか、といった意見もあった。こうしたSNS上でのいじめの特性も、お芝居では取り上げられている。

※もがれた翼パート26「素数とくるみ」のDVDは、弁護士会館地下1階ブックセンターにて2200円(税込)で販売している。